

麦をめぐる事情について

総合食料局

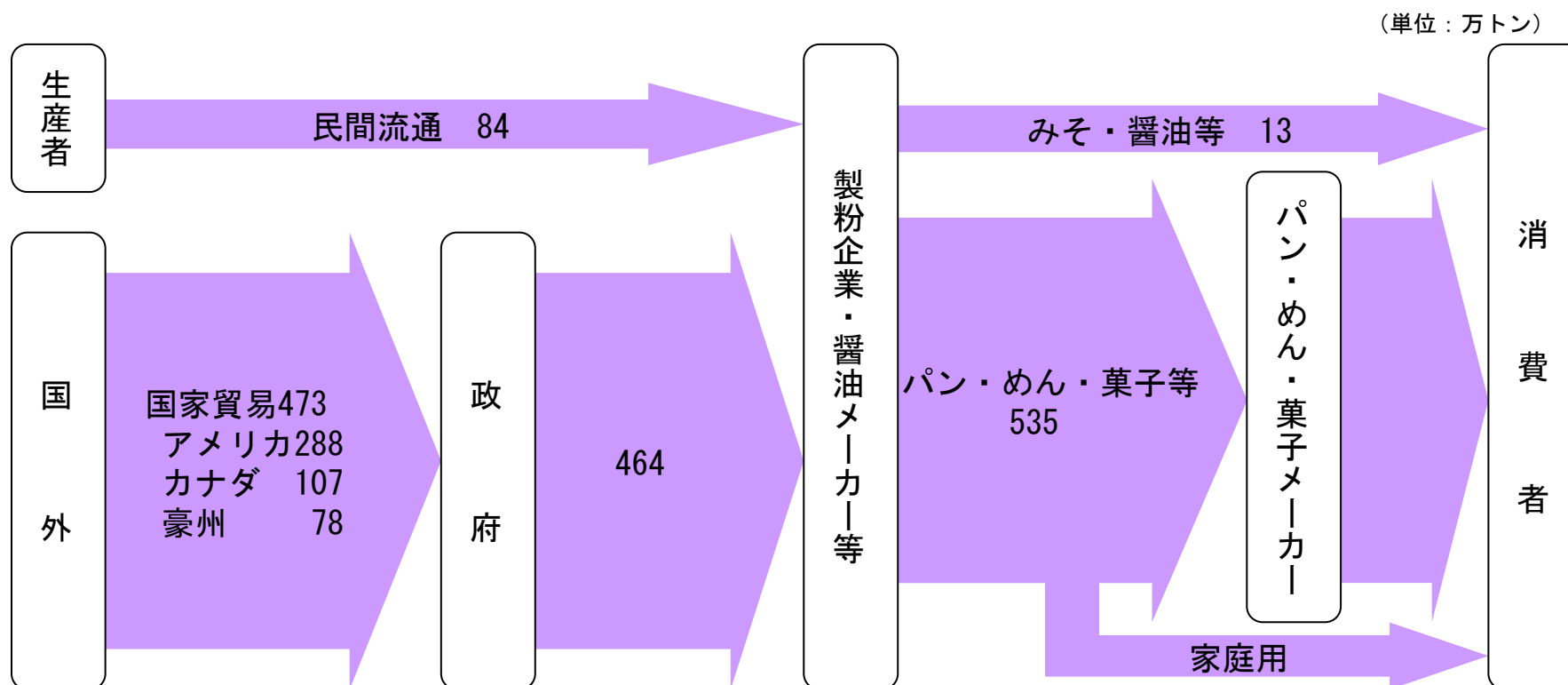
平成22年6月

農林水産省

小麦の流通の概要

- 麦は需要量の約9割を外国産麦の輸入で賄っている。国内産麦は民間流通により取引されており、外国産麦は政府が国家貿易により一元的に輸入し、需要者に売り渡している。
- また、米とは異なり、最終的にパンやめんとして消費するために、流通過程において各種の加工工程を経ている。
- 小麦は、主に製粉企業が製粉して小麦粉にし、その小麦粉を原料として二次加工メーカーがパン・めん・菓子などを製造している。





小麦の流通の現状（平成20年度・食糧用）



小麦の種類と用途

- 原料として使用される小麦の種類は、小麦粉の種類・用途に応じて異なる。
- 小麦粉の種類はたんぱく質の量によって強力粉（パン用）、準強力粉（中華めん）、中力粉（うどん用）、薄力粉（菓子用）に分類される。

小麦の銘柄	カナダ産ウェスタン・レッド・スプリング (1CW)	アメリカ産ダーク・ノーザン・スプリング (DNS)	アメリカ産ハード・レッド・ウィンター (HRW)	オーストラリア産スタンダード・ホワイト (ASW)	アメリカ産ウェスタン・ホワイト (WW)
輸入数量 (20年度)	83万トン	139万トン	78万トン	71万トン	71万トン

小麦粉の種類	強力粉	準強力粉	中力粉	薄力粉
主な用途	食パン 	中華めん ギョウザの皮 	うどん 即席めん ビスケット 和菓子 	カステラ ケーキ 和菓子 天ぷら粉 ビスケット 
たんぱく質の含有量	11.5~13.0%	10.5~12.5%	7.5~10.5%	6.5~9.0%

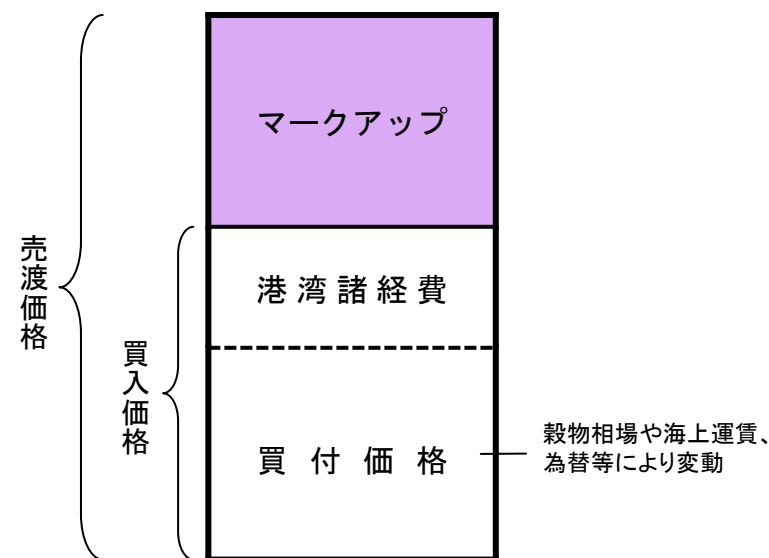
現行の輸入麦の売渡制度

- 平成19年4月から、輸入麦の政府売渡価格は過去の一定期間における買入価格の平均値に、マークアップ（政府管理経費及び経営所得安定対策に充当）を上乗せした価格で売渡す相場連動制に移行。
- 国際相場の変動の影響を緩和するため、価格改定は当面年2回とするとともに、過去6ヶ月間の平均買付価格をベースに算定。
- 一部の銘柄を対象としてSBS（売買同時入札）方式を導入。

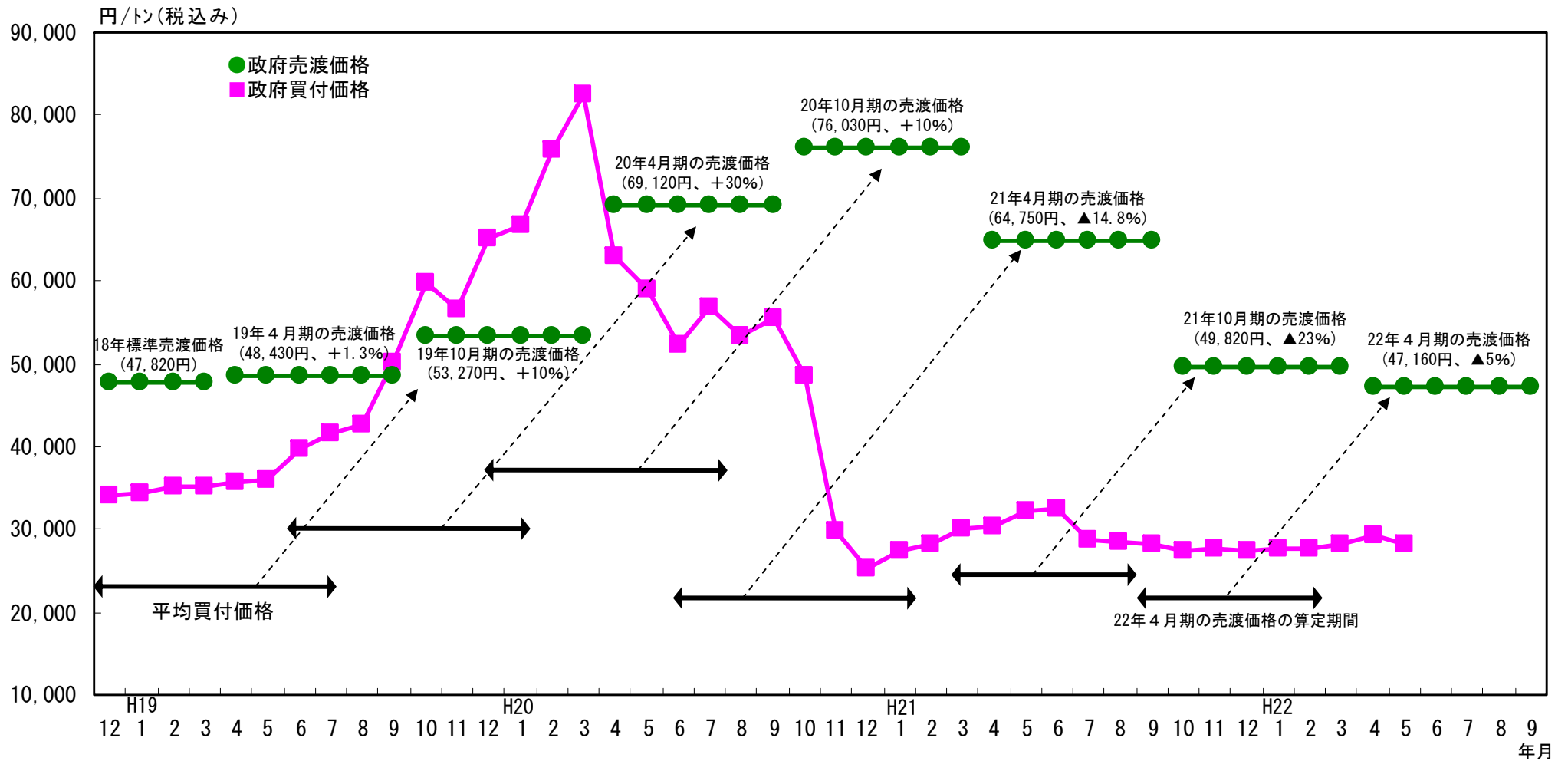
○ 相場連動制における価格改定ルール

項目	基本的なルール
年間価格改定回数	原則は年3回、当面年2回
買付価格算定期間	直近6か月間 （概ね1か月程度の価格転嫁の準備期間を考慮して、 価格改定月の2か月前までを対象）

○ 相場連動制の価格構成



輸入小麦の政府買付価格と政府売渡価格の推移（主要5銘柄平均）

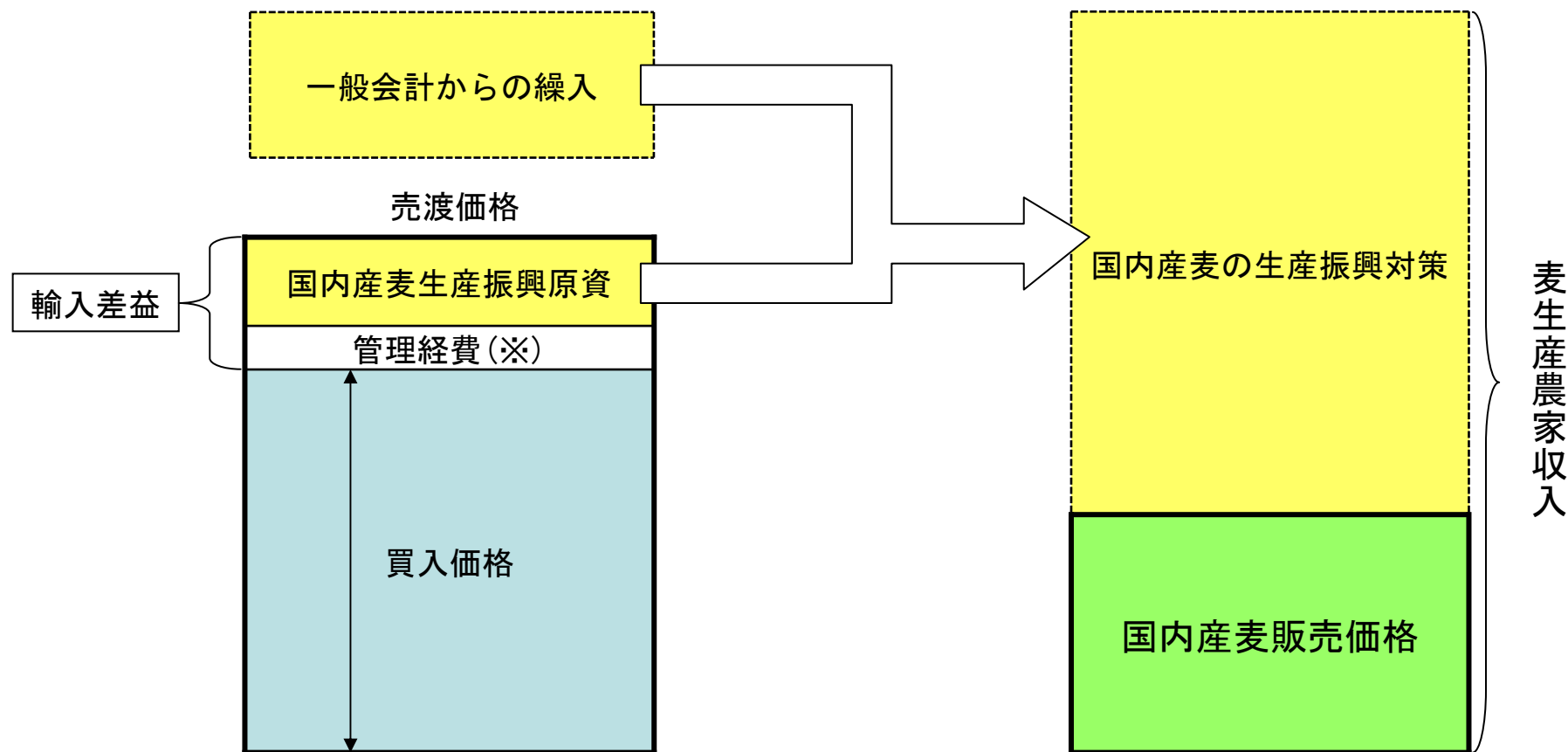


輸入麦の輸入差益及び使途について

- 輸入麦の買入価格に上乗せされる輸入差益は、国内産麦の生産振興及び輸入麦の売買を行うために必要な管理経費（※）のみに充当されている。

※ 国家備蓄1.8か月分の保有等に要する経費。

- 輸入差益の使途（麦管理勘定のイメージ図）



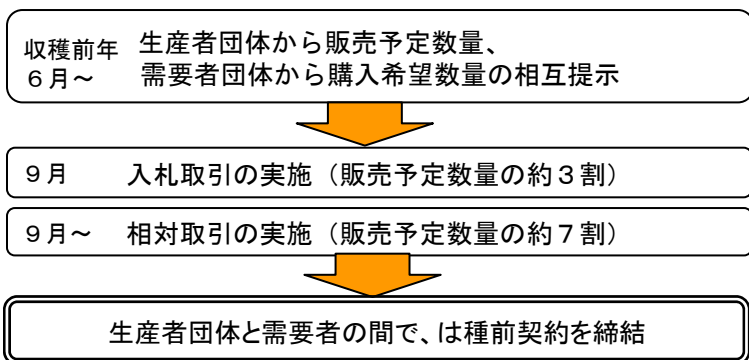
※ 国家備蓄1.8か月分の保有等に要する経費。

国内産麦の取引の仕組み

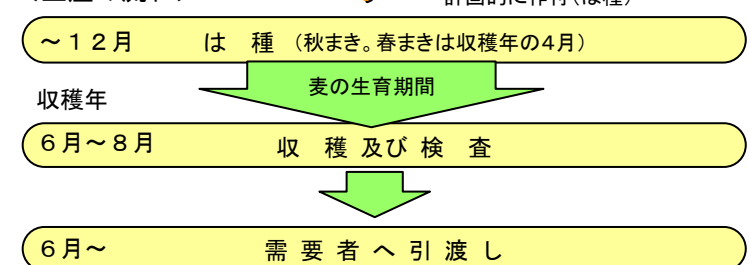
- 国内産麦については、平成12年産から民間流通制度が導入され、17年産からは全量が民間流通に移行しており、需要に応じた計画的生産が促進されるよう、収穫の前年（作付（は種）をする前）に生産者と需要者（製粉企業等）の間で取引数量・価格について契約（は種前契約）を締結し、これに基づく取引が行われている。
- 国内産麦の生産者と需要者との取引価格については、透明性のある適正な価格を形成するため、は種前に販売予定数量の3割について入札を行い、残りの7割については入札で形成された指標価格を基本とする相対取引が行われている。

○ 国内産麦の流通（例年）

<契約の流れ>



<生産の流れ>



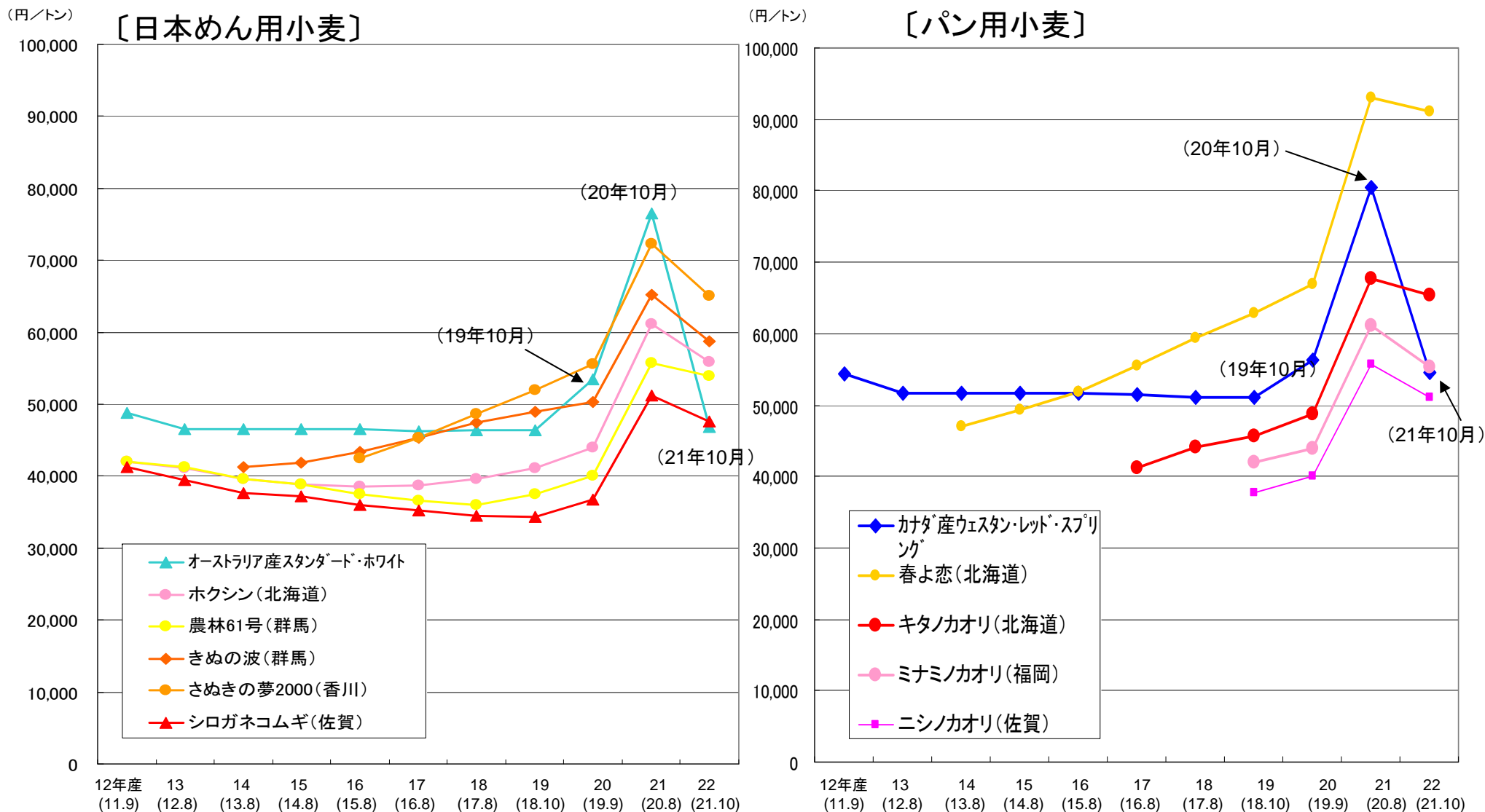
○ 国内産麦の入札の仕組みの概要

項目	概要
実施時期	は種前に2回実施
上場数量	販売予定数量が3千トン以上の産地別銘柄（小麦）については、その30%を上場
値幅制限	基準価格の±10%

注：生産者団体と需要者で構成する民間流通連絡協議会において、仕組みを協議・決定している。

小麦の主な銘柄の価格の推移

○ 品質や各産地の需給状況等を反映して、銘柄によって価格に差が生じている。



※ 価格は税込みである。年産の下段の () 内は国内産麦のは種前入札実施年月であり、外国産麦価格はこの時点で公表されている売渡価格である。